



美祢市立麦川小学校

# いじめ防止基本方針



令和6年5月改定版  
美祢市立麦川小学校

# 目 次

## はじめに

### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

- (1) いじめの認知
- (2) いじめの理解及び特徴
- (3) いじめの分類

### 2 校内体制の確立

- (1) いじめ対策委員会
- (2) 児童理解の会
- (3) 学校評価による評価・検証・改善

### 3 未然防止の取組

- (1) 心を磨き合う活動の推進
  - ① 教育活動全体を通じた取組
  - ② 主体的な学びを育成する取組
  - ③ 特別活動・生徒指導の充実
- (2) 基本的な生活習慣の醸成
  - ① あいさつの励行
  - ② 身の回りの整理整頓（校内環境整備）の推進
  - ③ 規律正しい学校生活・家庭生活の推進
- (3) 児童会活動の充実
- (4) 校内研修の充実
  - ① いじめ問題を取り上げた校内研修の充実
  - ② いじめ問題に関する研修会への積極的な参加
  - ③ いじめ問題に対する職員の意識高揚
- (5) 保護者・地域・関係機関との連携

### 4 早期発見の取組

- (1) 日常的な行動のきめ細やかな観察
- (2) 日記や作文・家庭等からの情報収集
- (3) いじめアンケート（振り返りアンケート）の実施
- (4) 教育相談の充実

## 5 解決に向けた取組

### (1) 初期対応

- ① いじめ発覚直後
- ② 対応チームの結成
- ③ 関係児童への聞き取り
- ④ いじめ対策委員会の招集
- ⑤ 対応上の留意点

### (2) 中期・長期対応

- ① 当該児童の見守りと継続的な指導
- ② 対応上の課題分析と指導体制の強化
- ③ いじめ防止基本方針の見直し・改善
- ④ 進級・進学に伴う引き継ぎ
- ⑤ 学校運営協議会等への報告と支援要請
- ⑥ 関係機関等と連携した対応

## 6 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

### (1) 未然防止

- ① 情報モラル教育の充実
- ② 家庭・地域への啓発活動

### (2) 初期対応

- (3) 被害拡大の防止
- (4) 関係機関との連携

## 7 いじめの解消について

## 8 重大事態への対応

- (1) 学校（学校長）もしくは当該児童又は当該児童保護者から、市教委にいじめの報告。
- (2) 市教委が、市長に重大事態の発生を報告する。
- (3) 市教委が、調査の主体を、教育委員会、学校のいずれにするか決定する。
- (4) 調査組織による調査を実施する。（学校主体 市教委主体にかかわらず）
- (5) 教育長に調査結果を報告する。
- (6) いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。
- (7) 教育長が調査結果を受け、必要な措置を講じる。
- (8) 調査結果を市長に報告する。

## 9 その他の重要事項

◆重大事態への対応フロー図◆

## はじめに

人間は、人との関わりにおいて成長できる。そして、人と人とのつながりの中においてこそ幸福感を感じ、より一層人として高まっていくものである。

しかしながら昨今、学校現場等において「いじめ」という深刻な問題が起きている。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、いじめ防止・根絶に向けた取組の更なる充実を図るとともに、地域との連携協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校のいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」並びに「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して、「美祢市立麦川小学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【「いじめ防止対策推進法」第2条第1項】

いじめは、人としての尊厳を傷つけ、人として生きる活力をも奪う、人間として許されない非道な行為であり、いじめる側が例えどのような理由付けをしようと決して許されるべきものではない。本校においては、いじめに対して、

- ① いじめを起こさない（いじめの未然防止）
- ② いじめを見逃さない（いじめの早期発見）
- ③ いじめを許さない（いじめへの早期対応）

を3つの柱として取り組み、児童の健やかな成長と人格形成を図るとともに、児童の人としての尊厳、人権を守っていく。

#### （1）いじめの認知

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ防止対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しつつ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめには多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる

## (2) いじめの理解及び特徴

「いじめは、どの学校（学級）にもどの子にも起こりうる」との認識をもつ。

\*嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2013-2015」）

このため、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの意味を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育むことが必要である。

## (3) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童の心情に寄り添った対応をする。

### ① 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

### ② 教育的課題としてのいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

### ③ 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、又は「重大事態」に至る可能性のあるもの。

## 2 校内体制の確立

校内体制において、最も重視すべきことは「全校体制」で取り組むことである。決して、

該当教職員だけが抱え込むことがあってはならない。また、教職員だけでなく、児童・保護者・地域・関係機関とも連携の輪を広げていくことが大切である。

また、学校管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行い、児童一人ひとりが心豊かに安心して生活できる環境の醸成に取り組まなければならない。

### **(1) いじめ対策委員会**

- ・ 構成員として、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、(該当教職員)等(事案の内容によっては、早期対応のため、SC、SSW、市教委担当主事、民生委員等の出席を求める。)
- ・ 定期的(学期に1回以上)に情報交換を行う。いじめ発見時には、迅速に対策委員会を開く。
- ・ 校内におけるいじめ防止対策の企画・立案・実施・見直し、いじめ発見時の対応の検討やその後の対応について協議する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修の企画・実施
- ・ 「美祢市立麦川小学校いじめ防止基本方針」の見直し等

### **(2) 児童理解の会 →生徒指導委員会(ケース会議)**

- ・ 本校教育に関わる全教職員で構成
- ・ 毎週木曜夕会終了後 16:20~
- ・ 各学級担任から児童の様子を報告を行い、学校生活の気付きやヒヤリハット事例について協議する中で、情報を共有すると共に管理職は指導・支援を行う。
- ・ その中で、特に重要な問題については、生徒指導委員会(ケース会議)にて対応を協議する。

### **(3) 学校評価による評価・検証・改善**

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、児童・教職員・保護者・地域の目で評価・検証・改善を行う。

## **3 未然防止の取り組み**

### **■本校児童の実態**

本校児童は、素直で純朴、極小規模校であることから学年を超えてお互いが声を掛け合いながら助け合う姿が見られる。その反面、教師の目の届きにくい場面(児童クラブ・登下校等)では、相手の気持ちを考えない言動が見られたり、逆に本音や本心を吐露したりする。人数の少なさからか、挨拶や発言等に元気や覇気が乏しい。何事においても、主体性や意欲を育みたい。

### **(1) 心を磨き合う活動の推進**

### ①教育活動全体を通じた取組

- ・すべての児童を対象とした人権教育、道徳教育、情報モラル教育等を総合的かつ効果的に推進するとともに、児童が主体的に学び合う自由進度学習を適宜導入し、豊かな人間性・確かな学力・社会性や規範意識の醸成など、生きる力を育む教育活動を展開する。
- ・すべての学びにおいて、自分との関わりを意識させた学習展開を取り入れることにより、人を思いやる心や、生命・人権を尊重する心など豊かな心や感性を育む。
- ・対話的な学びを積極的に取り入れ、友だちの考えのよさに触れ、思考したり判断したりする力を伸長させるとともに、自分の考えのよさや自分らしさに気付かせ、自己肯定感・自己効力感を高める。

### ②主体的な学び手を育成する取組

- ・よりよい学習規律とともに、めあてに向かって振り返りながら自己の学びを調整するなど、学び方を身に付けさせる。
- ・麦っ子タイムの充実を図り、基礎学力の向上を図ることにより、児童が自信をもって学習に臨めるようにする。(やまぐち学習支援プログラム、ドリル学習、読書活動や、読み聞かせ、フリートーク)

### ③ 特別活動・生徒指導の充実

- ・児童が他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験できるよう、学校行事や児童会、クラブ活動等において内容・方法等を工夫改善する（AFPYの活用を含む）。また、いじめの防止や解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・清掃活動、給食、児童集会、行事などで、異学年児童が交流・活動する縦割り班活動を充実させ、他者を思いやる心を育む。また、それぞれの活動に教職員も積極的に関わり、児童との信頼関係を築く。
- ・委員会活動、係活動、当番活動等に、自覚と責任をもたせながら取り組ませ、児童一人ひとりが主役となって活躍する場を仕組むことで、愛校心や所属感、充実感・達成感の醸成を図る。
- ・学校生活のさまざまな問題や、学校のチャレンジ目標について、全校委員会にて話し合う活動を通して、主体的に問題を解決しようとする態度・自らを振り返りよりよくありたいと考え行動する力を育成する。
- ・一人ひとりのよさや可能性を最大限発揮できるよう、発達支持的生徒指導の充実に努める。

## (2) 基本的な生活習慣育の醸成

### ①あいさつの励行

児童、教職員とも、様々な場において気持ちの良い元気なあいさつを推進することにより、学校生活への信頼感、安心感、所属感を高める。

## ②身の回りの整理整頓（校内環境整備）の推進

児童一人一人の持ち物の整理・整頓に気を配って指導するとともに、下足箱やトイレのスリッパ、掃除道具入れ、掲示物等、学校全体の環境整備に努める。

## ③規律正しい学校生活・家庭生活の推進

児童の自主的、主体的考動を促す観点から、児童が先を見越して行動し、時間やきまりを守って生活できるようにするとともに、毎朝の健康観察をタブレット端末で行うことで、よりよい生活習慣が身につくよう励ます。【内容：今日の調子・朝ごはん・早寝早起き・メディア時間・タブレット活用状況・歯磨き習慣・朝うんち】

また、学期に1回、家庭と連携した「生活いきいき週間」を実施し、カードの活用により家庭を巻き込みながら、より良い生活習慣が身に付くようにする。

## （4）校内研修の充実

### ①いじめ問題を取り上げた校内研修会の実施

過去に発生した具体的ないじめの事案を題材とするなど、具体的な事例を取り上げ、対応の仕方等について研究協議し、教職員の資質の向上に努める。

### ②いじめ問題に関する研修会への積極的参加

市や県の教育委員会主催の研修会に積極的に参加し、いじめ問題についての知識、理解を深めるとともに、確実な復伝をすることで全教職員に広める。

### ③いじめ問題に対する教職員の意識高揚

いじめに対する捉え方を教職員で共有し、どんな小さな事例であっても解決に向けた継続指導を行う。

## （5）保護者・地域・関係機関との連携

- ・いじめを解決するためには、保護者との緊密な連携が必要である。日頃から児童のよさを伝えるなど信頼関係づくりに努める。
- ・欠席1日目は電話連絡、連続欠席2日目は家庭訪問を行うなど、欠席事由を確実に把握し、児童の出す小さなサインを見逃さない。
- ・学校だより、HP等による学校情報の提供、PTA総会及び常任委員会・児童クラブ情報交換会・学校運営協議会・麦川地域連携推進協議会等の各種会合を活用しながら、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子を情報共有し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。
- ・児童の校外生活についての情報ネットワークの強化に努めるとともに、ゆめみねットを生かした（保）小中の切れ目のない支援体制を構築しておく。



## 4 早期発見の取組

### (1) 日常的な行動のきめ細やかな観察

未然防止の取組を推進する上で、児童の日常の様子や、日常との比較において観察し気付いたことは、管理職又は生徒指導主任に報告する。

「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせたとしても、いじめの可能性があるので教職員は敏感でなければならない。

「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常に持ち、保護者と緊密に連携しつつ、担任を中心に全教職員できめ細やかに児童を見守る体制をつくる。

### (2) 日記や作文・家庭等からの情報収集

日頃の日記や作文、日々の会話の中から、児童の心の在り方や心の変化をつかむとともに、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止め、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。

学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考えていく姿勢を明確に示す。

### (3) いじめアンケート（振り返りアンケート）の実施

週1回のアンケート調査（振り返りアンケート）を行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。その際、対応内容について記録しておく。アンケートを実施する際には、いじめにあっている児童が、周囲の者を気にせずに記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。

アンケートの内容は、全教職員で共有し、これをもとに毎週児童理解の会を実施する。

アンケートの保管期間は、児童卒業後3年間とする。

### (4) 教育相談の充実

児童や保護者からの訴えについての相談の他、県教委が位置付けている毎年10月の「いじめ防止・根絶強調月間」と連携して教育相談週間を設定し、調査を基に、児童一人一人との面談を実施する。

また、開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりを行うとともに、担任以外の教職員との信頼関係も深め、児童のSOSを受け止める土壌づくりをする。教育相談箱の設置やタブレットの活用等、様々な手段で児童の不安や悩みを受け止める。

## 5 解決に向けた取組

### (1) 初期対応

### ①いじめ発覚直後

- ・管理職・生徒指導主任へ報告し、情報を共有する。  
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する。)
- ・報告と情報共有を行った後、直ちに組織的に対応する。  
(特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、麦川小学校いじめ対策委員会に報告を行わないことがあってはならない。)
- ・積極的に認知し、早期発見・早期対応を図る。

### ②対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

### ③関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について把握する。

#### 被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて事実が語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」「教職員が全力で安全を守り抜く」ことを伝える。

#### 加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、「いじめは許されない」という毅然とした姿勢で対応する。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など体調面には配慮する。

#### 周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

### ④いじめ対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
  - ア 被害児童とその保護者への対応
  - イ 加害児童とその保護者への対応
  - ウ 他の児童及び保護者への対応
  - エ 関係機関等への支援要請（必要に応じてSCやSSW等専門家を活用する）
  - オ 本組織の存在及び活動が、児童・保護者に容易に認識される取組に努める。
  - カ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

### ⑤対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず時系列で記録し、保管する。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは継続していることが多いことを踏まえ慎重に対応する。
- ・ものの捉え方、感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点を置く。

## ア 被害児童とその保護者への対応

### **被害児童** <共感的理解に基づく指導・支援>

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）払拭に努め、教職員が「全力で支え守る」ことを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、ＳＣ等による心のケアを行う。

### **被害児童の保護者** <家庭訪問による対応>

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

## イ 加害児童とその保護者への対応

### **加害児童** <再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話合い>

- ・叱責や説諭などのみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

### **加害児童の保護者** <家庭訪問または来校による対応>

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

## ウ 他の児童及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年全体の問題としてと

らえさせる。

- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。
- ・保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめ防止等に取り組む。

## **エ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）**

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

## **オ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）**

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

## **（２）中期・長期対応**

### **①当該児童の見守りと継続的な指導**

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細やかな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

### **②対応上の課題分析と指導体制の強化**

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

### **③いじめ防止基本方針の見直し・改善**

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### **④進級・進学に伴う引き継ぎ**

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

### **⑤学校運営協議会等への報告と支援要請**

- ・学校運営協議会、麦川小地域連携推進協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

## ⑥関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

## 6 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

### （1）未然防止

#### ①情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込み、不適切な画像・動画は、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、情報モラル教育を計画的に実施する。

#### ②家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やP T A総会、P T A常任委員会、学校運営協議会や麦川小地域連携推進協議会を通じてネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

### （2）初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

### （3）被害拡大の防止

- ・警察等専門家に相談の上、掲示板管理者への削除依頼を行うとともに、関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

### （4）関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

## 7 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少な

くとも3か月を目安とする。

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

## 8 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

### 【重大事態とは】

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間」とは

年間30日(不登校の定義)を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校又は市教委が該当の可否を判断する。

③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(1) 学校(学校長)から、市教委にいじめの報告。

市教委が、重大事態として対応するかどうかを協議・判断する。

市教委が「重大事態である」と判断した場合、以下の対応をする。

(2) 市教委が、市長に重大事態の発生を報告する。

(3) 市教委が、調査の主体を、教育委員会、学校のいずれにするか決定する。

a 学校主体の調査では、重大事態への対処が困難であると判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、市教委に調査組織を置き、対処する。

b 市教委が、学校を主体として調査を行うと判断した場合においても、市教委から指導を受けるとともに、学校の調査組織にSC、SSW等の派遣など、必要な支援を得る。

(4) 調査組織による調査を実施する。(学校主体 市教委主体にかかわらず)

- ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うもの

である。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。

- ・いじめられた児童や保護者に、予め調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する可能性がある」ことを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。

※「事実関係を明確にする調査」とは

「いつ、誰から行われ、どのような様態であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

(5) 教育長に調査結果を報告する。

(6) いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切収集し、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告を行う。)

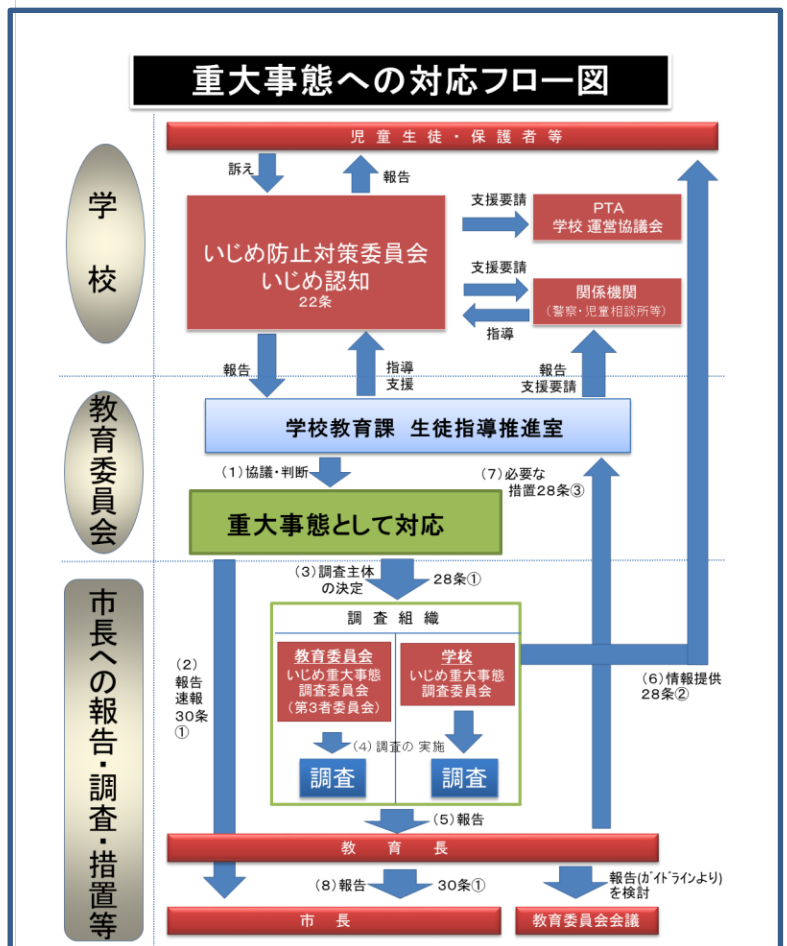
(7) 教育長が調査結果を受け、必要な措置を講じる。

- ・教育長が、調査結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止の対策を講じる。

(8) 調査結果を市長に報告する。

9 その他の重要事項

国や県、市の基本方針の見直しがあったとき、また、麦川小いじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性が高まるよう、改定する。



令和6年5月8日改定